

八万中央コミュニティセンター利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、八万中央コミュニティセンター（以下「センター」という。）が、広く多くの人々に親しまれ、気軽に利用できるようにするためのものである。
また、管理者不在の時においても利用者が、自主的に規律正しく、施設が有効安全に使用できるよう共通理解を深めるための規程である。

(開館時間・開館日・休館日)

第2条 開館時間及び開館・休館日は次のとおりとする。その他特に必要な場合は、市長の承認を得て変更することができる。

- | | |
|----------|---|
| (1) 開館時間 | 9:00 ~ 21:00 |
| (2) 開館日 | 休館日を除くすべての日 |
| (3) 休館日 | 5月3日 ~ 5月5日、 8月12日 ~ 8月15日
12月28日 ~ 1月4日 |

(利用申込み・利用)

第3条 利用申込み及び利用については、次のとおりとする。

- (1) 利用は、原則として八万地区在住者を優先とする。
- (2) 利用を希望する者は、あらかじめ事務局に申し出て、日程調整などの指示を受ける。
- (3) 日程調整後、利用申込書に所定の事項を記入し、利用許可を受ける。
※定期利用者は、毎月利用日の許可を受け、利用申込書を提出する。
- (4) 利用申込書には、クラブ・同好会・団体など所属名や代表者・連絡先を明確にしておく。
- (5) 利用者は、公共物を大切にし、使用した場所（室）の備品などを元の状態に戻すとともに、整理整頓に万全を期する。また、利用した室の清掃を必ず行い、生じたゴミは各自持ち帰る。
- (6) 最後に部屋を出る人は電気の消灯、ガスの元栓閉め（調理室）、戸締まりを確認する。
- (7) 全館及び敷地内は禁煙とする。